

(仮称)八の沢風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する
環境大臣意見

本事業は、株式会社斐太工務店が、北海道石狩市八幡町において、総出力24,000kW（定格出力3,000kW級の風力発電設備8基）の風力発電所を新設する事業である。

本事業は、民間事業者が所有する遊休地の有効活用を目的としており、事業実施想定区域を設定した上で、環境影響を回避・低減する観点から、風力発電機の配置の複数案を設定し、配慮書を作成している。

本事業の事業実施想定区域は、道道527号望来当別線沿いにあり、付近には居住地域が存在している。また、本区域の一部は、北海道水資源の保全に関する条例で指定する五の沢貯水池地区水資源保全地域であるほか、東側には北海道自然環境保全指針で指定されている身近な自然地域が隣接している。更に、既存文献調査において、希少猛禽類であるオジロワシの生息が確認されている。

以上を踏まえ、本事業計画のさらなる検討に当たっては、本配慮書で検討した計画段階配慮事項に加えて、以下の措置を適切に講じることが必要である。

1．騒音及び超低周波音、風車の影の影響について

事業実施想定区域の周辺には、住居地域が存在しており、騒音及び超低周波音、風車の影の影響が懸念される。

このため、風力発電設備及び取付道路等の付帯施設（以下「風力発電設備等」という。）の位置等の検討に当たっては、住居地域への影響を回避、低減するよう配慮すること。

2．水環境の影響について

事業実施想定区域の南側の地域は、北海道水資源の保全に関する条例で指定する五の沢貯水池地区水資源保全地域であることから、風力発電設備等の位置等の検討に当たっては、伐採等の改変による水環境への影響を回避、低減するよう配慮すること。

3．生態系の影響について

尾根部の森林部を伐開し風力発電設備等を設置すると、新たに生じた林縁部分が、乾燥や強風等による影響を受けやすいことから、当該箇所より森林の劣化が生じるおそれがある。

このため、無立木地や既存道路を活用するなどにより、新たな尾根部の森林の伐開を避け、新たに生じる林縁部分ができる限り小さくなるような位置等を検討すること。

4．廃棄物等による影響について

施工に伴う残土の処分は、すべて事業実施想定区域内で行うこととしていることから、改変箇所の位置の検討にあたっては、環境影響を回避、低減するよう配慮すること。